女川原子力	発電所第2号機 工事計画審査資料
資料番号	02-補-E-01-0100-6-3 改 <mark>5</mark>
提出年月日	2023年6月 <mark>27</mark> 日
【凡例】	: 前回ヒアリング資料からの変更箇所

補足-100-6-3 非常用ガス処理系主要弁の要目表記載変更について

2023年6月

東北電力株式会社

非常用ガス処理系主要弁の要目表記載変更について

1. 目的

非常用ガス処理系主要弁 (T46-F001A, B 及び T46-F003A, B) について,要目表に弁箱厚さが公称値で記載されていたことから,他の主要弁と記載の整合を図るため要目表の弁箱厚さについて腐食代を考慮した寸法(設計確認値)へ記載を変更する。

なお、弁ふた厚さ及び弁ふた材料が、要目表に記載がなかったことから記載を適正化する。また、当該弁はクラス 2 弁として設計されているが、基本設計方針の主要設備リストに当該弁の機器クラスが「クラス 4」と記載されていたことから「クラス 2」に記載を適正化する。

2. 要目表の記載の変更の概要

非常用ガス処理系主要弁(T46-F001A, B, T46-F003A, B)の弁箱厚さについて,腐食代を考慮した寸法(設計確認値)へ記載を変更する。なお,弁ふた厚さ及び弁ふた材料の記載がなかったことから記載を 商正化する。

変更点は以下のとおりである(添付資料1~5参照)。

(1) 弁箱厚さの設計確認値への記載変更

	<要目表変更前欄>	<	<要目表変更後	欄>
	(mm)			(mm)
(2)	弁ふた厚さ,材料(T4	16-F001A, B,	T46-F003A, B)	の要目表変更前欄の記載の適正化
	<要目表変更前欄>		<要	目表変更後欄>
	(弁ふた厚さ) - ⇒		(mm)	変更なし
	(弁ふた材料) - ⇒	S25C	奕	変更なし しゅうしゅう

3. 要目表の記載の変更の必要性

弁箱厚さについて公称値で記載されていたことから他の主要弁との記載の整合を図るため腐食代を 考慮した寸法(設計確認値)へ記載を変更する必要がある。

なお、弁ふた厚さ及び弁ふた材料の記載がなかったことから他の主要弁との記載の整合を図るため 記載を適正化する必要がある。

4. 基本設計方針の記載の変更の概要

非常用ガス処理系主要弁 (T46-F001A, B 及び T46-F003A, B) について原子炉格納施設の基本設計方針 (主要設備リスト)の機器クラスを「クラス 4」から「クラス 2」へ記載を適正化する。

5. 基本設計方針の記載の変更の必要性

非常用ガス処理系主要弁 (T46-F001A, B 及び T46-F003A, B) は、建設時からクラス 2 弁として設計されていたが、原子炉格納施設の基本設計方針(主要設備リスト)の機器クラスにおいて「クラス 4」と記載されており「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」の第二条(定義)においてもクラス 2 弁として扱うべき弁であることから「クラス 2」へ記載を適正化する必要がある。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

6. 設工認手続きについて

本手続きでは、要目表の弁箱厚さについて腐食代を考慮した寸法(設計確認値)へ記載を変更する。 なお、これまで記載していなかった弁ふた厚さ及び弁ふた材料について記載を適正化する。また、原子 炉格納施設の基本設計方針(主要設備リスト)の当該弁に関する機器クラスの記載を適正化する。

本変更は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の別表第一において、圧力低減設備その他の安全設備に係るものの「改造」に該当することから、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の9第2項に基づき、設計及び工事の計画の変更認可申請が必要となる。

7. 設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理について

設計及び工事の計画の変更認可申請を行うにあたり,技術基準規則の条文ごとに,該当する適合性確認の要否を整理した結果を添付資料 6 に示す。

8. 添付すべき資料の整理

本手続きによる設計及び工事の計画の変更認可申請書に添付すべき書類は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」の別表第二の上欄に記載される種類に応じて、下欄に記載される添付書類を添付する必要がある。

ただし、別表第二では「認可の申請又は届出に係る工事の内容に関係あるものに限る。」との規定があるため、添付書類の要否を検討した。検討結果を添付資料 7,8 に示す。

以上

添付資料 1:非常用ガス処理系主要弁の要目表(今回変更認可申請資料)

添付資料 2:原子炉格納施設の主要設備リスト(今回変更認可申請資料)

添付資料 3:非常用ガス処理系主要弁構造図(今回変更認可申請資料)

添付資料4:非常用ガス処理系の系統図(今回変更認可申請資料)

添付資料5:機器の配置を明示した図面(今回変更認可申請資料)

添付資料 6:設計及び工事の計画の変更認可申請における技術基準規則の整理結果

添付資料7:設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される添付書類及び本申請における添

付の要否の検討結果

添付資料8:設計及び工事の計画の変更認可申請書に添付する添付書類の変更有無について

添付資料1:非常用ガス処理系主要弁の要目表(今回変更認可申請資料)

ヌ 主要弁 (常設)

3.371 (10.007	変 !	更 前	変 更 後
名称	T46-F		
種 類 一	1E3	カ弁	
最高使用圧力 kPa	-23. 5	~13.7	変更なし
厳 高 使 用 温 度 ℃	10	00	
⇒ 呼 び 径 一	30		
主要サ か 箱 厚 さ mm			Ø1
法 弁 ふ た 厚 さ mm		*2	
好 弁 箱	SC	PI12	
料 弁 ふ た ―	S25	C*2	
駅 動 方 法 一	空気	作動	
個数 一		2	
系 統 名 取 (ライン名)	T46-F001A 非常用ガス処理系A系	T46干001B 非常用ガス処理系B系	変更なし
付 設 置 床 一	原子炉建屋 0. P. 33. 20m	原子炉建屋 0. P. 33. 20m	
所 溢水防護上の配慮 が 必 要 な 高 さ			

注記*1:設計確認値を示す。

*2: 既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。

:手続き対象

枠餌みの内容は希業機密の観点から分開できません。

-	_				T.
			変!	逆 前	変 更 後
名		称	T46-F		
種	新	-	11:	力弁	
最	高 使 用 圧 力	kPa	23	. 5	変更なし
最	高 使 用 温 度	°C	Į.	10	
+:	呼び後	1	30	OA	
主要寸	介 箱 厚 さ	mm			81
独	弁 ふ た 厚 さ	mm		*2	
材	弁 箱	-	SC	메2	
料	弁 ふ た	-	S25	C*2	
馬区	動 方 法		電気	作動	
個	数	-		2	
取	系 統 名 (ライン名)		T46-F003A 非常用ガス処理系A系	T46于003B 非常用ガス処理系B系	変更なし
付	設 置 床	_	原子炉建屋 0. P. 22. 50m	原子炉建屋 0. P. 22. 50m	
箇	溢水防護士の 区 画 番 号		R-2F-1-1	R-2F-1-1	
所	溢水防護上の配慮 が必要な高さ		床上0.13m以上	床上0.13m以上	

注記*1:設計確認値を示す。

*2:既工事計画書に記載がないため記載の適正化を行う。記載内容は、設計図書による。

: 手続き対象

枠団みの内容は商業機器の観点から公開できません。

添付資料 2:原子炉格納施設の主要設備リスト(今回変更認可申請資料)

表 1 原子炉格納施設の主要設備リスト(32/42)

					78	逆更前					変更後		
	系				設計基準	# 対象施設*1	重大事品	汝等対処設備*		設計基準対象施設"		重大事故等対処設備°¹	
影備区分	系統名称	機器回	機器区分 名称	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス	名称	耐震重要度分類	機器クラス	設備分類	重大事故等 機器クラス		
の安	王力氏成	原子炉格納容器	3 10 100	原子炉格納容器配管貫通部(X-215B)	8	-21	常設/防止 (DB 拡張)	SA クラス 2	変更なし				
の安全設備	正力氏蔵設備その也 型モード) 型モード)	安全設備	主配管	原子炉格納容器配管貫通部(X-2158)〜サ ブレッションブール水冷却配管 B 系開放 端	-	-	常設/防止 (DB 拡張)	SA クラス 2			変更なし		
			加熱器	非常用ガス処理系空気乾燥装置	s	170	,1	=			変更なし		
			计调查	T46-F001A, B	S	クラス 2* ⁶		=			変更なし		
Н			主要弁	T46-F003A, B	S	クラス 2*6		=			変更なし		
大但海里	悲	放射性物質濃度		T48-F045~非常用ガス処理系空気乾燥 装置入口配管合流点	S	クラス4		u u			変更なし		
日才促演影備その他	非常用ガス	制御設備及び可 燃性ガス濃度制 御設備並びに格 納容器再循環設 備		非常用ガス処理系空気乾燥装置人口配 管合流点~非常用ガス処理系排風機	S	クラス4	常設/緩和	SA クラス 2			変更なし		
他の安	ス処理系			spectator.	原子炉建屋内~非常用ガス処理系排風 機入口配管合流点	s	クラス 4	常設/緩和	SA クラス 2			変更なし	
の安全部偏			主配管	非常用ガス処理系排風機~非常用ガス 処理系フィルタ装置	S	クラス4	常設/緩和	SA クラス 2			変更なし		
				非常用ガス処理系フィルタ装置〜非常 用ガス処理系フィルタ装置出口配管合 流点	S	クラス4	常設/緩和	SA クラス 2			変更なし		
				非常用ガス処理系フィルタ装置出口配 管合流点〜排気筒	S	クラス4	常設/緩和	SA クラス 2			変更なし		

: 手続き対象

9

表 1 原子炉格納施設の主要設備リスト(42/42)

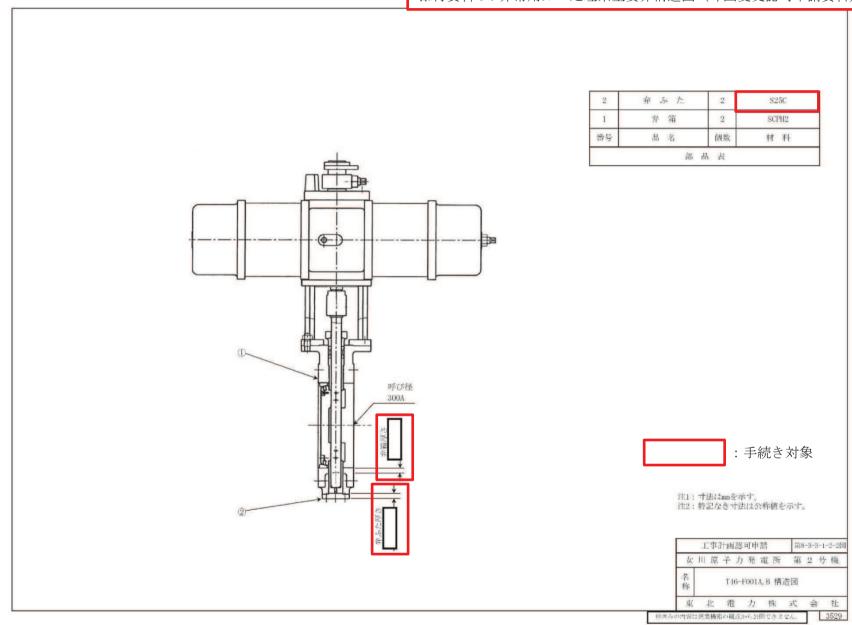
					图	E 更前				変更後				
設	4 %				設計基準対象施設*1		重大事故等对処設備*1			設計基準対象施設*1		重大事故等対処設備*1		
設備区分	系統名称	機器区	€分	名称	耐震 重要度 分類	機器クラス	設備分類	東大事故等 機器クラス		耐震 重要度 分類	機器クラス	設備分類	重大事故等機器クラス	
			3,	空素供給用ペッダ	-	_	可搬/防止 可搬/緩和	SA クラス 3		-	変更なし			
圧力	原子			可概型窒素ガス供給装置接続管	1	=:	可搬/防止 可搬/緩和	SA クラス 3	変更なし					
低減設	炉格納容器フ		-1- X 1 W	取水用ホース(250A:5m,10m,20m)	-	-	可搬/防止 可搬/緩和	SA クラス 3			変更なし			
備その値	1	圧力逃がし装置	主配管	送水用ホース(300A: 2m, 5m, 10m, 20m, 50m)	-	-	可搬/防止 可搬/緩和	SA クラス 3			変更なし			
設	ルタベ				注水用ヘッダ	-	=	可搬/防止 可搬/緩和	SA クラス 3			変更なし		
	ト系			送水用ホース(65A:20m)		121	可搬/防止 可搬/緩和	SA クラス 3	変更なし					
			フィルター	フィルタ装置*5	-	-	常設耐震/防止 常設/緩和	SA クラス 2			変更なし			

注記*1 :表1に用いる略語の定義は「原子炉本体」の「8 原子炉本体の基本設計方針,適用基準及び適用規格」の「表1 原子炉本体の主要設備リスト 付表1」による。

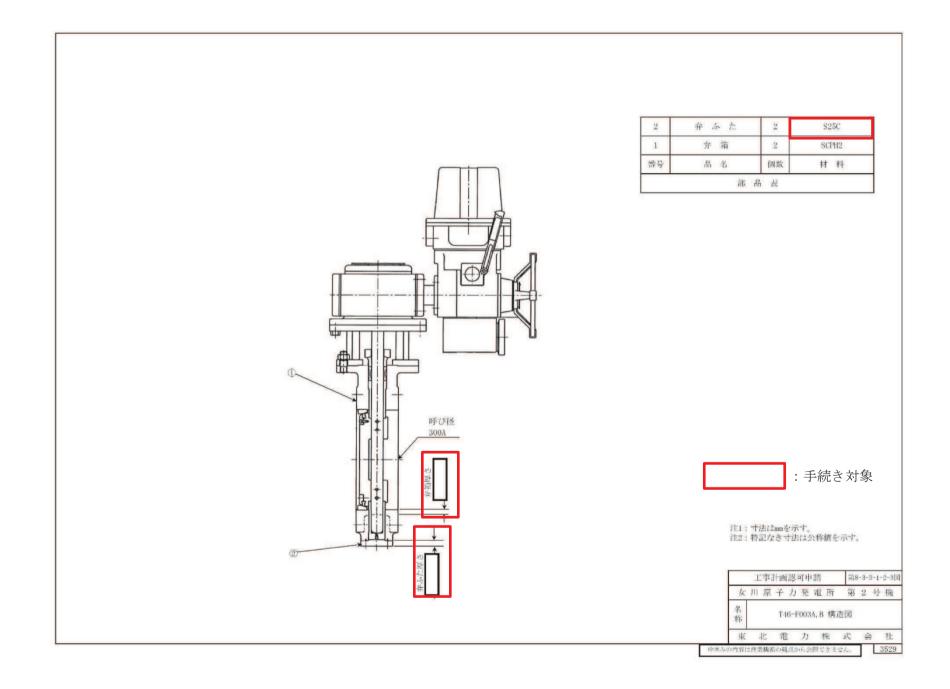
*2:本設備は記載の適正化のみ行うものであり、手続き対象外である。

*3:装置内配管がクラス3、それ以外はクラスなし。 *4:本設備は、フィルターとして使用するフィルタ装置と同一機器である。

***5: 本版側は、容器として使用するフィルタ装置と同一版器である。 *6: 既工事計画書にはクラス4と記載。 従来よりクラス2で設計していることから記載の適正化を行う。

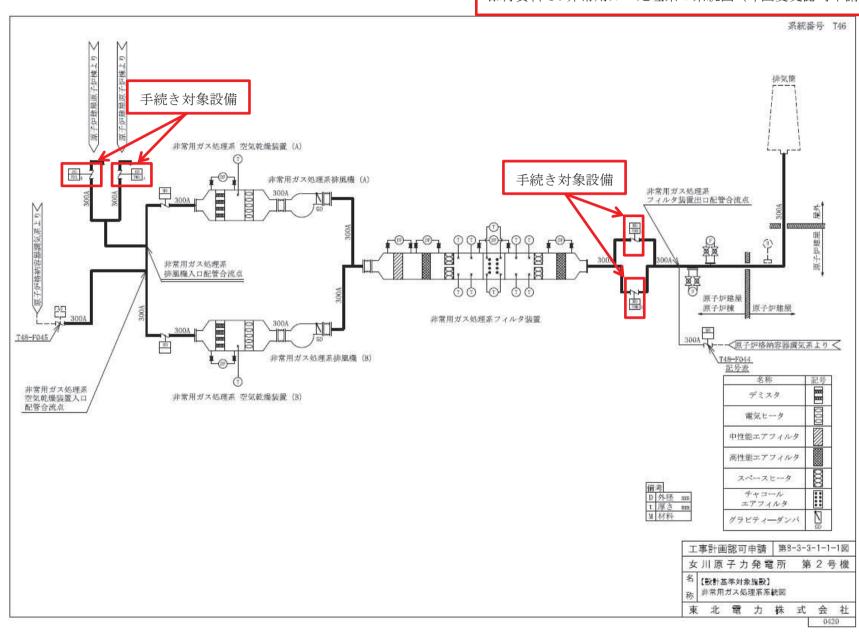


7

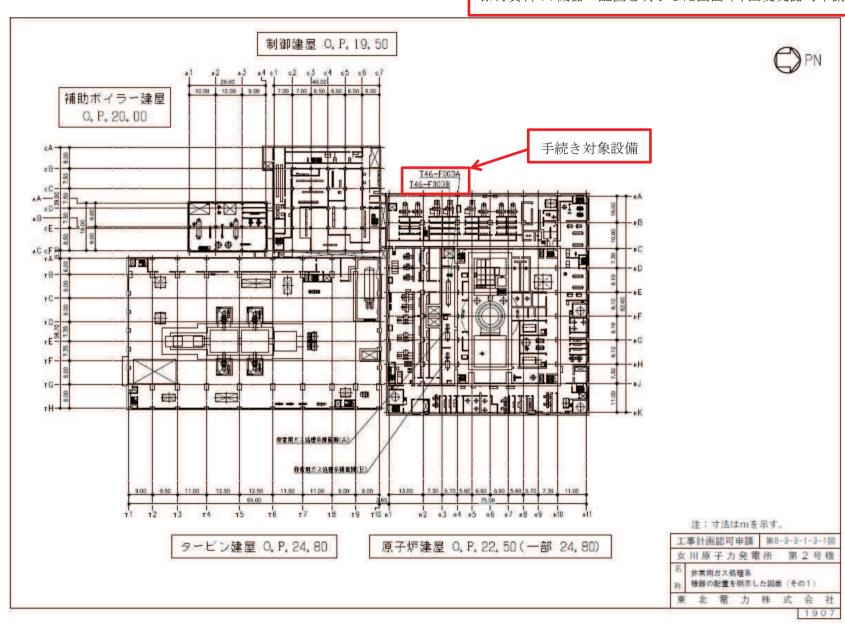


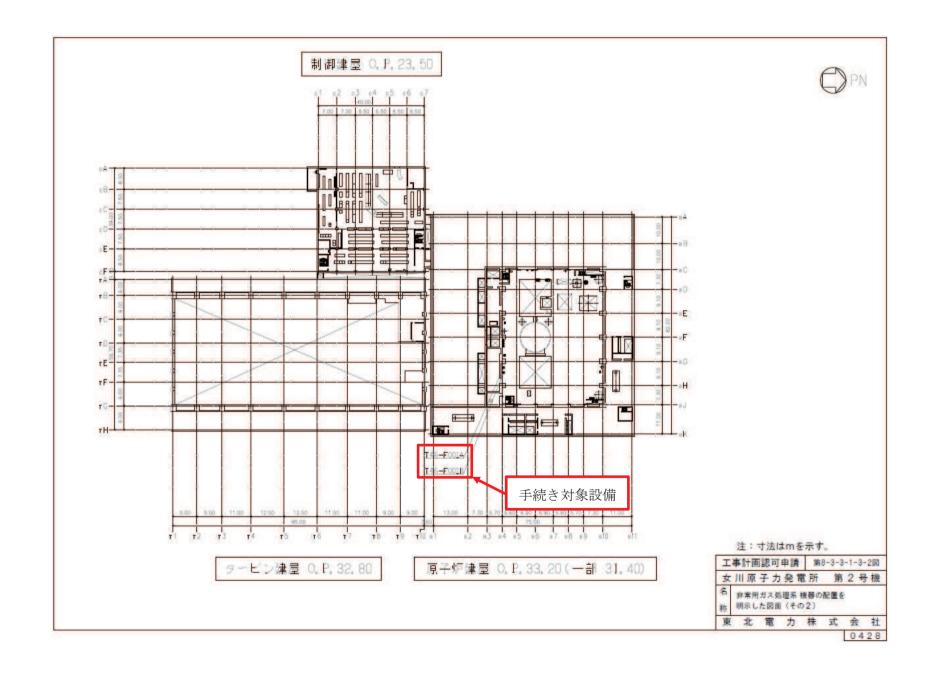
9

添付資料4:非常用ガス処理系の系統図(今回変更認可申請資料)



添付資料 5:機器の配置を明示した図面(今回変更認可申請資料)





△:適用条文であるが、既に適合性が確認されている条文

×:適用を受けない条文

	技術基準条文	適用要否判断	理 由	適合性を確認するための申請書類
第4条	設計基準対象施設の地盤	Δ	本設備は、設計基準対象施設であることから、適用条文となるが、設計基準対象施設の地盤については、令和3年12月23日付け原規規発第2112231号にて認可された設計及び工事の計画(以下「既工事計画」という。)において適合性が確認されており、本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの、当該設備の設置場所、自重及び運転時の荷重の変更を伴うものではなく、設計基準対象施設の地盤に対して影響を及ぼすものではないため、審査対象条文とはならない。	-
第5条	地震による損傷の防止	0	本設備は、耐震重要度分類Sクラスに分類され、それに応じた地震力に耐えうる設計であることの確認が必要であり、本条文に適合していることの確認が必要であるため、 審査対象条文となる。耐震重要度分類Sクラスの地震力に耐えうる設計であることを、右記の申請書類で確認し、本条文に適合していると判断した。	・工事計画 ・耐震性に関する説明書
第6条	津波による損傷の防止	Δ	本設備は,設計基準対象施設であることから,適用条文となるが,津波による損傷の防止については,既工事計画において適合性が確認されており,本手続きにおいて 既工事計画から要目表の記載の変更をするものの,当該設備の設置場所や津波防護施設の変更を行うものではなく,津波による損傷の防止に係る設計に対して影響を 及ぼすものではないため,審査対象条文とならない。	-
第7条	外部からの衝撃による損傷の防止	Δ	本設備は、設計基準対象施設であることから、適用条文となるが、外部からの衝撃による損傷の防止については、既工事計画において適合性が確認されており、本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの、当該設備の設置場所や外部からの衝撃に対する防護措置の変更を行うものではなく、外部からの衝撃による損傷の防止に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため、審査対象条文とならない。	-
第8条	立入りの防止	Δ	工場等に係る要求であることから、適用条文となるが、立ち入りの防止については、工場、事業所(発電所)に対する要求であり、既工事計画において適合性が確認されており、本申請は、立ち入りの防止が図られた区域内に設置されている設備の手続きであり、既設計に影響を与えるものではないことから、審査対象条文とならない。	-
第9条	発電用原子炉施設への人の不 法な侵入等の防止	Δ	工場等に係る要求であることから、適用条文となるが、発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止については、工場、事業所(発電所)に対する要求であり、 既工事計画において適合性が確認されており、本申請は、人の不法な侵入・不正アクセス等の防止が図られた区域内に設置されている設備の手続きであり、既設計に影響を与えるものではないことから、審査対象条文とならない。	-
第10条	急傾斜地の崩壊の防止	×	女川原子力発電所において急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないことから,適用条文とはならない。	-
第11条	火災による損傷の防止	Δ	本設備は,設計基準対象施設であることから,適用条文となるが,火災による損傷の防止については,既工事計画において適合性が確認されており,本手続きにおいて 既工事計画から要目表の記載の変更をするものの,当該設備の設置場所や既工事計画の火災影響評価及び火災防護設備の変更を行うものではなく,火災による損傷 の防止に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため,審査対象条文とならない。	-
第12条	発電用原子炉施設内における 溢水等による損傷の防止	Δ	本設備は,設計基準対象施設であることから,適用条文となるが,溢水による損傷の防止については,既工事計画において適合性が確認されており,本手続きにおいて 既工事計画から要目表の記載の変更をするものの,当該設備の設置場所や既工事計画の溢水評価及び浸水防護設備の変更を行うものではなく,発電用原子炉施設 内における溢水等による損傷の防止に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため,審査対象条文とならない。	-
第13条	安全避難通路等	Δ	本設備は、発電用原子炉設備であることから、適用条文となるが、安全避難通路等については、既工事計画において適合性が確認されており、本手続きにおいて既工事計画から要目表の記載の変更をするものの、当該設備の設置場所の変更や安全避難通路等に係る設計の変更を行うものではなく、安全避難通路等に係る設計に対して影響を及ぼすものではないため、審査対象条文とならない。	-
第14条	安全設備	0	本設備は、技術基準規則第2条第2項第9号ハに掲げる安全設備であることから、多重性又は多様性及び独立性(技術基準規則第14条第1項)並びに環境条件(技術基準規則第14条第2項)について適合性の確認が必要であり、変更を行う設備が通常運転時、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故等において、必要な機能が、発揮できることを確認する必要があるため、審査対象条文となる。必要な機能を発揮することを、右記の申請書類で確認し、本条文に適合していると判断した。	・工事計画 ・安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する 説明書

	技術基準条文	適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第15条	設計基準対象施設の機能	0	本設備は設計基準対象施設であり、設計基準対象施設の機能として、保守点検を含めた試験・検査性(技術基準規則第15条第2項)及び共用(技術基準規則第15条第5項)について、適合性の確認が必要であり、審査対象条文となる。悪影響防止及び保守点検を含めた試験・検査性が確保されている設計であることを、右記の申請書類で確認し、本条文の規定に適合していると判断した。なお、設計基準対象施設の機能のうち内部発生飛散物による影響(技術基準規則第15条第4項)について、本設備は防護対象とならないため、適用項とはならない。	・工事計画 ・安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する 説明書
第16条	全交流動力電源喪失対策設備	×	本設備は,全交流動力電源喪失対策設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第17条	材料及び構造	0	本設備は、クラス2機器として必要な機械的強度等を有していることの確認が必要であるため、審査対象条文となる。クラス2機器として、必要な機械的強度等を有していることを、右記の申請書類で確認し、本条文の規定に適合していると判断した。	・工事計画 ・強度に関する説明書
第18条	使用中の亀裂等による破壊の防止	Δ	本設備は、グラス2機器であり適用条文となるが、使用中の亀裂等による破壊の防止については、維持段階での要求であるため、設計段階においては審査対象条文とならない。	-
第19条	流体振動等による損傷の防止	×	本設備は,一次冷却系統(炉心を直接冷却する冷却材が循環する回路)に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第20条	安全弁等	×	本設備に安全弁等が含まれないため、適用条文とはならない。	-
第21条	耐圧試験等	Δ	本設備は、クラス2機器であり適用条文となるが、耐圧試験等については、検査段階での要求であり、設計段階において審査対象条文とならない。	-
第22条	監視試験片	×	本設備は,原子炉圧力容器ではないことから,適用条文とはならない。	-
第23条	炉心等	×	本設備は,炉心等に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第24条	熱遮蔽材	×	本設備は、熱遮蔽材に該当しないことから、適用条文とはならない。	-
第25条	一次冷却材	×	本設備は,一次冷却材に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第26条	燃料取扱設備及び燃料貯蔵設 備	×	本設備は,燃料取扱設備及び燃料貯蔵設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第27条	原子炉冷却材圧カバウンダリ	×	本設備は,原子炉冷却材圧カバウンダリに該当しないことから,適用条文とはならない。	_
第28条	原子炉冷却材圧力バウンダJの 隔離装置等	×	本設備は,原子炉冷却材圧カバウンダリの隔離装置等に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第29条	一次冷却材処理装置	×	本設備は,一次冷却材処理装置に該当しないことから,適用条文とはならない。	

	技術基準条文	適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第30条	逆止め弁	×	本設備は,放射性物質を含まない流体を導く管への逆止め弁に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第31条	蒸気タービン	×	本設備は,蒸気タービンに該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第32条	非常用炉心冷却設備	×	本設備は,非常用炉心冷却設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第33条	循環設備等	×	本設備は,循環設備等に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第34条	計測装置	×	本設備は,計測装置に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第35条	安全保護装置	×	本設備は,安全保護装置に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第36条	反応度制御系統及び原子炉停 止系統	×	本設備は,反応度制御系統及び原子炉停止系統に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第37条	制御材駆動装置	×	本設備は,制御材駆動装置に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第38条	原子炉制御室等	×	本設備は,原子炉制御室等に該当せず,また技術基準規則第38条第2項の操作性について,本設備は中央制御室で操作する機器であるものの,本要求は原子炉制御室内の警報装置、機械器具を操作する装置及び機械器具の動作状況を表示する装置(ポンプの起動・停止状態,弁の開閉状態)に対する要求であり,本設備への要求ではないため適用条文とはならない。	-
第39条	廃棄物処理設備等	×	本設備は,廃棄物処理設備等に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第40条	廃棄物貯蔵設備等	×	本設備は,廃棄物貯蔵設備等に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第41条	放射性物質による汚染の防止	×	本設備は,放射性物質による汚染の防止に係る設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第42条	生体遮蔽等	×	本設備は,生体遮蔽等に係る設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第43条	換気設備	×	本設備は,換気設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第44条	原子炉格納施設	0	本設備は,原子炉格納施設のうち技術基準規則第44条第1項第4号に規定する設備であるため審査対象条文となる。気体状放射性物質を低減できることを,右記の申請書類で確認し,本条文の規定に適合していると判断した。	・工事計画 ・設定根拠に関する説明書 ・原子炉格納施設の設計条件に関する説 明書

	技術基準条文	適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第45条	保安電源設備	×	本設備は,保安電源設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第46条	緊急時対策所	×	本設備は,緊急時対策所に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第47条	警報装置等	×	本設備は,警報装置等に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第48条	準用	×	本設備は,補助ボイラ,ガスタービン,内燃機関又は電気設備に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第49条	重大事故等対処施設の地盤	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第50条	地震による損傷の防止	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第51条	津波による損傷の防止	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第52条	火災による損傷の防止損傷の防 止	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第53条	特定重大事故等対処施設	×	本設備は,特定重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第54条	重大事故等対処設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第55条	材料及び構造	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第56条	使用中の亀裂等による破壊の防止	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第57条	安全弁等	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第58条	耐圧試験等	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第59条	緊急停止失敗時に発電用原子 炉を未臨界にするための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第60条	原子炉冷却材圧カバウンダリ高 圧時に発電用原子炉を冷却す るための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-

	技術基準条文	適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第61条	原子炉冷却材圧力バウンダリを 減圧するための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第62条	原子炉冷却材圧カバウンダリ低 圧時に発電用原子炉を冷却す るための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第63条	最終ヒートシンクへ熱を輸送する ための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第64条	原子炉格納容器内の冷却等の ための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第65条	原子炉格納容器の過圧破損を 防止するための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第66条	原子炉格納容器下部の溶融炉 心を冷却するための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第67条	水素爆発による原子炉格納容 器の破損を防止するための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第68条	水素爆発による原子炉建屋等 の損傷を防止するための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第69条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第70条	工場等外への放射性物質の拡 散を抑制するための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第71条	重大事故等時に必要となる水 源及び水の供給設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第72条	電源設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第73条	計装設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第74条	運転員が原子炉制御室にとどま るための設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第75条	監視測定設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第76条	緊急時対策所	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	_

	技術基準条文	適用要否判断	理由	適合性を確認するための申請書類
第77条	通信連絡を行うために必要な設備	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-
第78条	準用	×	本設備は,重大事故等対処施設に該当しないことから,適用条文とはならない。	-

設計及び工事の計画の変更認可申請書において要求される 添付書類及び本申請における添付の要否の検討結果

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	$(\bigcirc \cdot \times)$	理由
	別表第二 添付書類		
各系	管用原子炉施設に共通		
1	送電関係一覧図	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
			載の変更及び適正化並びに基本設計方
			針の適正化により,送電関係一覧図に変
			更はないため不要。
2	急傾斜地崩壊危険区域内において行う	×	女川原子力発電所において, 急傾斜地崩
	制限工事に係る場合は,当該区域内の急		壊危険区域に指定された箇所はないた
	傾斜地(急傾斜地の崩壊による災害の防		め不要。
	止に関する法律第二条第一項に規定す		
	るものをいう。以下同じ。)の崩壊の防止		
	措置に関する説明書		
3	工場又は事業所の概要を明示した地形	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	図		載の変更及び適正化並びに基本設計方
			針の適正化により,工場又は事業所の概
			要を明示した地形図に変更はないため
			不要。
4	主要設備の配置の状況を明示した平面	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	図及び断面図		載変更及び適正化並びに基本設計方針
			の適正化により,主要設備の配置の状況
			を明示した平面図及び断面図に変更は
			生じないため不要。
5	単線結線図(接地線(計器用変成器を除	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	く。)については電線の種類,太さ及び接		載の変更及び適正化並びに基本設計方
	地の種類も併せて記載すること。)		針の適正化により,単線結線図に変更は
			ないため不要。
6	新技術の内容を十分に説明した書類	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
			載の変更及び適正化並びに基本設計方
			針の適正化では,新技術の採用等を実施
			していないため不要。
7	発電用原子炉施設の熱精算図	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
			載の変更及び適正化並びに基本設計方
			針の適正化により,発電用原子炉施設の
			熱精算図に変更はないため不要。

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	(O • ×)	理由
	別表第二 添付書類		
8	熱出力計算書	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
			載の変更 <mark>及び適正化並びに基本設計方</mark>
			針の適正化により,熱出力計算書に変更
			はないため不要。
9	発電用原子炉の設置の許可との整合性	0	工事計画認可申請書の工事計画の内容
	に関する説明書		が,令和2 年2 月26 日付け原規規発第
			2002261号で許可された設置変更許可申
			請書との整合性を確認する必要がある
			ことから添付する。
10	排気中及び排水中の放射性物質の濃度	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	に関する説明書		載の変更 <mark>及び適正化並びに基本設計方</mark>
			針の適正化により,排気中及び排水中の
			放射性物質の濃度に変更はないため不
			要。
11	人が常時勤務し、又は頻繁に出入する工	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	場又は事業所内の場所における線量に		載の変更 <mark>及び適正化並びに基本設計方</mark>
	関する説明書		針の適正化により,人が常時勤務し又は
			頻繁に出入する工場又は事業所内の場
			所における線量に変更はないため不要。
12	発電用原子炉施設の自然現象等による	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	損傷の防止に関する説明書		載の変更 <mark>及び適正化並びに基本設計方</mark>
			針の適正化により,発電用原子炉施設の
			自然現象等による損傷の防止に変更は
			ないため不要。
13	放射性物質により汚染するおそれがあ	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	る管理区域(第二条第二項第四号に規定		載の変更 <mark>及び適正化並びに基本設計方</mark>
	する管理区域のうち、その場所における		針の適正化により,放射性物質により汚
	外部放射線に係る線量のみが同号の規		染するおそれがある管理区域並びにそ
	定に基づき告示する線量を超えるおそ		の地下に施設する排水路並びに当該排
	れがある場所を除いた場所をいう。)並		水路に施設する排水監視設備及び放射
	びにその地下に施設する排水路並びに		性物質を含む排水を安全に処理する設
	当該排水路に施設する排水監視設備及		備の配置に変更はないため不要。
	び放射性物質を含む排水を安全に処理		
	する設備の配置の概要を明示した図面		

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	(○ · ×)	理由
	別表第二 添付書類		
14	取水口及び放水口に関する説明書	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
			載の変更及び適正化並びに基本設計方
			針の適正化により,取水口及び放水口に
			変更はないため不要。
15	設備別記載事項のうち,容量又は注入速	0	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	度,最高使用圧力,最高使用温度,個数,		載の変更により、設定根拠に関する説明
	再結合効率, 加熱面積, 伝熱面積, 揚程又		書にて設備別記載事項を確認する必要
	は吐出圧力,原動機の出力,外径,閉止時		があるため添付する。
	間,漏えい率,制限流量,落下速度,駆動		
	速度及び挿入時間, 効率, 吹出圧力, 慣性		
	定数,回転速度半減時間,慣性モーメン		
	ト,設定破裂圧力並びに設計温度の設定		
	根拠に関する説明書		
16	環境測定装置(放射線管理用計測装置に	×	非常用ガス処理系主要弁は,環境測定装
	係るものを除く。)の構造図及び取付箇		置(放射線管理用計測装置に係るものを
	所を明示した図面		除く。)に該当する設備ではないため不
			要。
17	クラス1機器(技術基準規則第二条第二	×	非常用ガス処理系主要弁は,クラス1機
	項第三十三号口に規定するクラス 1 機		器及び炉心支持構造物に該当する設備
	器をいう。)及び炉心支持構造物の応力		ではないため不要。
	腐食割れ対策に関する説明書(クラス 1		
	機器にあっては,支持構造物を含めて記		
	載すること。)		
18	安全設備(技術基準規則第二条第二項第	0	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	九号に規定する安全設備をいう。)及び		載の変更により,安全設備が使用される
	重大事故等対処設備(設置許可基準規則		条件の下における健全性を確認する必
	第二条第二項第十四号に規定する重大		要があることから添付する。
	事故等対処設備をいう。)が使用される		
	条件の下における健全性に関する説明		
	書		
19	発電用原子炉施設の火災防護に関する	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	説明書		載の変更及び適正化並びに基本設計方
			針の適正化により,発電用原子炉施設の
			火災防護に変更はないため不要。

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	(O • ×)	理由
	別表第二 添付書類		
20	発電用原子炉施設の溢水防護に関する	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	説明書		載の変更 <mark>及び適正化並びに基本設計方</mark>
			針の適正化により、設置場所等に変更は
			なく,溢水防護に変更はないため不要。
21	発電用原子炉施設の蒸気タービン,ポン	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	プ等の損壊に伴う飛散物による損傷防		載の変更 <mark>及び適正化並びに基本設計方</mark>
	護に関する説明書		針の適正化により、蒸気タービン、ポン
			プ等の破壊に伴う飛散物による損傷防
			護に変更はないため不要。
22	通信連絡設備に関する説明書及び取付	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	箇所を明示した図面		載の変更 <mark>及び適正化並びに基本設計方</mark>
			針の適正化により,通信連絡設備に変更
			はないため不要。
23	安全避難通路に関する説明書及び安全	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	避難通路を明示した図面		載の変更 <mark>及び適正化並びに基本設計方</mark>
			針の適正化により,安全避難通路に変更
			はないため不要。
24	非常用照明に関する説明書及び取付箇	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	所を明示した図面		載の変更 <mark>及び適正化並びに基本設計方</mark>
			針の適正化により、非常用照明に変更は
			ないため不要。

	実用発電用原子炉の設置、	添付の要否	
	運転等に関する規則	(O • ×)	理由
	別表第二 添付書類		
原于	- 炉格納施設		
1	原子炉格納施設に係る機器の配置を明	0	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	示した図面及び系統図		載の変更により,機器の配置及び系統図
			に変更はないが、申請対象を示すため添
			付する。
2	耐震性に関する説明書(支持構造物を含	0	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	めて記載すること。)		載の変更により、耐震性に影響を与える
			ものではないが耐震重要度クラスに応
			じた地震力に耐えられる設計であるこ
			とを評価するため添付する。
3	強度に関する説明書(支持構造物を含め	0	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	て記載すること。)		載の変更は、改造の工事に該当すること
			から強度評価を実施する必要があるた
			め添付する。
4	構造図	0	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
			載の変更は、改造の工事に該当すること
			から機器の構造を確認する必要がある
			ため添付する。
5	原子炉格納施設の設計条件に関する説	0	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	明書(原子炉格納容器本体の脆性破壊防		載の変更により,原子炉格納施設の設計
	止に関する説明を併せて記載するこ		条件への影響を確認する必要があるた
	と。)		め添付する。
6	原子炉格納施設の水素濃度低減性能に	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	関する説明書		載の変更及び適正化並びに基本設計方
			針の適正化により,水素濃度低減性能に
			変更はないため不要。
7	原子炉格納施設の基礎に関する説明書	X	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	及びその基礎の状況を明示した図面		載の変更及び適正化並びに基本設計方
			針の適正化により,原子炉格納容器の基
			礎に変更はないため不要。
8	圧力低減設備のポンプの有効吸込水頭	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	に関する説明書		載の変更及び適正化並びに基本設計方
			針の適正化により,圧力低減設備その他
			の安全設備のポンプの有効吸込水頭に
			変更はないため不要。

	実用発電用原子炉の設置,	添付の要否	
	運転等に関する規則	(○ • ×)	理由
	別表第二 添付書類		
9	安全弁及び逃がし弁の吹出量計算書(バ	×	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	ネ式のものに限る。)		載の変更 <mark>及び適正化並びに基本設計方</mark>
			針の適正化により,安全弁及び逃がし弁
			の吹出量計算に変更はないため不要。
10	設計及び工事に係る品質マネジメント	0	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記
	システムに関する説明書		載の変更により,設計及び工事に係る品
			質管理の方法等を評価する必要がある
			ため、説明書を添付する。

設計及び工事の計画の変更認可申請書に添付する添付書類の変更有無について (非常用ガス処理系 主要弁)

実用発電用原子炉の 運転等に関する 別表第二 添付	規則 条文	添付書類名	添付書類の 変更の有無	添付書類の 変更の有無の理由
各発電用原子炉施設 1 発電用原子炉の許可との整関する説明書	の設置 -	・VI-1-1-1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との 整合性	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載事項は、本説明書記載事項(許可の際の申請書等の記載事項)に当たらないため、既認可の設計及び工事の計画に添付した説明書から変更はない。なお、当該設備に係る基本設計方針の本文の変更もないことから、許可との整合性についても変更はない。
		・VI-1-1-1-2 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(十一号)」と の整合性	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載事項は、本説明書記載事項(許可の際の申請書等の記載事項)に当たらないため、既認可の設計及び工事の計画に添付した説明書から変更はない。なお、設計及び工事に係る品質マネジメントシステムの変更もないことから、許可との整合性についても変更はない。

	用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	関連 条文	添付書類名	添付書類の 変更の有無	添付書類の 変更の有無の理由
2	設備別記載事項の のの のの のの のの のの のの のの のの のの	44 条	・VI-1-1-4-7-5-1-5 設定根拠に関する説明書(非常用ガス処理系 主要弁(常 設))	有	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更により、設定根拠への影響を確認する必要があるため添付する。(別紙1参照)
3	安全設備(技術基準規制) 大置条第二条第一条第二条第二条第二条第二条第二条第二条第二条第二条第二条第二条第二条第二条第二条	14条 15条	・VI-1-1-6 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更は、安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書に影響を与えるものではないことから、既認可の設計及び工事の計画に添付した説明書から変更はない。 なお、要目表に記載する機器等が通常運転時、設計基準事故時、重大事故等時等に機能を要求される状況で所要の機能が発揮できる設計であることを確認している。

	用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	関連条文	添付書類名	添付書類の変更の有無	添付書類の 変更の有無の理由
原于	原子炉格納施設				
1	原子炉格納施設に係る機器の配置を明示	14条 15条	・第 8-3-3-1-1-1 図 【設計基準対象施設】非常用ガス処理系系統図	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記 載の変更は,実物の変更を伴わない設
	した図面及び系統図	44 条	・第 8-3-3-1-1-2 図 【重大事故等対処設備】非常用ガス処理系系統図		計確認値の変更であり機器の配置に変 更はないことから,本図面の変更はな
			 ・第8-3-3-1-3-1図 非常用ガス処理系 機器の配置を明示した図面(その1) ・第8-3-3-1-3-2図 非常用ガス処理系 機器の配置を明示した図面(その2) 		۷٬۰
2	耐震性に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること。)	5条	 ・VI-2-1-1 耐震設計の基本方針 ・VI-2-1-2 基準地震動 Ss 及び弾性設計用地震動 Sd の策定概要 ・VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針 ・VI-2-1-5 波及的影響に係る基本方針 ・VI-2-1-6 地震応答解析の基本方針 ・VI-2-1-7 設計用床応答曲線の作成方針 ・VI-2-1-8 水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針 (次頁へ続く) 	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更であり、耐震計算に係る方針を変更するものではないことから、既認可の設計及び工事の計画に添付した本説明書から変更はない

	用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	関連条文	添付書類名	添付書類の 変更の有無	添付書類の 変更の有無の理由
2	耐震性に関する説明書(支持構造物を含めて記載すること。)	5条	 (前頁からの続き) ・VI-2-1-9 機能維持の基本方針 ・VI-2-1-10 ダクティリティに関する設計方針 ・VI-2-1-11 機器・配管の耐震支持設計方針 ・VI-2-1-12-1 配管及び支持構造物の耐震計算について ・VI-2-1-13-6 管の耐震性についての計算書作成の基本方針 ・VI-2-2-1 原子炉建屋の地震応答計算書 ・VI-2-2-2 原子炉建屋の耐震性についての計算書 ・VI-2-9-1 原子炉格納施設の耐震性についての計算結果 ・VI-2-9-4-4-1-2 	無無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の変
			管の耐震性についての計算書(非常用ガス処理系) ・VI-2-9-4-5-1-1 管の耐震性についての計算書(原子炉格納容器調気系)		更は、実物の変更を伴わない設計確認 値の変更であり機器の重量に変更はないことから、本計算書の変更はない。
3	強度に関する説明書 (支持構造物を含め て記載すること。)	17条	・VI-3-1-1 強度計算の基本方針の概要 ・VI-3-1-3 クラス 2 機器の強度計算の基本方針	有	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更により、新たに評価対象となった本申請設備(放射性物質濃度制御設備及び可燃性ガス濃度制御設備並びに格納容器再循環設備)を追記する必要があるため添付する。(別紙 4)

	用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	関連条文	添付書類名	添付書類の 変更の有無	添付書類の 変更の有無の理由
3	強度に関する説明書 (支持構造物を含め て記載すること。)	17条	・VI-3-2-1 強度計算方法の概要 ・VI-3-2-5 クラス 2 弁の強度計算方法	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更は、強度計算方法の概要及びクラス2弁の強度計算方法を変更するものではないことから、既認可の設計及び工事の計画に添付した本説明書から変更はない。
			・VI-3-3-6-2-8-1-4 弁の強度計算書(非常用ガス処理系)	有	非常用ガス処理系主要弁は、クラス 2 機器に該当し要目表の記載の変更は改造の工事に該当するため強度について確認する必要があることから添付する。(別紙 2 参照)
			 ・VI-3-3-6-2-8-1-2-2_ 管の応力計算書(非常用ガス処理系) ・VI-3-3-6-2-9-1-2-2 管の応力計算書(原子炉格納容器調気系) 	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の変 更は、実物の変更を伴わない設計確認 値の変更であり機器の重量に変更はな いことから、本計算書の変更はない。
4	原子炉格納施設の設 計条件に関する説明 書(原子炉格納容器本 体の脆性破壊防止に 関する説明を併せて 記載すること。)	44 条	・VI-1-8-1 原子炉格納施設の設計条件に関する説明書	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の変 更は、本説明書記載事項に当たらないた め、既認可の設計及び工事の計画に添付 した説明書から変更はない。 なお、原子炉格納容器から気体状の放 射性物質が漏えいした場合における放 射性物質濃度を低減する設備として、 所要の性能が発揮されることを確認し ている。

	用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則 別表第二 添付書類	関連条文	添付書類名	添付書類の変更の有無	添付書類の 変更の有無の理由
5	構造図	15条 44条	・第 8-3-3-1-2-2 図 T46-F001A, B 構造図 ・第 8-3-3-1-2-3 図 T46-F003A, B 構造図	有	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載変更は、改造の工事に該当するため機器の構造等を確認する必要があることから添付する。(別紙3参照)
6	設計及び工事に係る 品質マネジメントシ ステムに関する説明 書		・VI-1-10-1 設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する 説明書	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更により,設計に係る品質管理の方法により行った管理の実績又は行おうとしている管理の計画並びに工事及び検査に係る品質管理の方法,組織等についての具体的な計画に変更はないことから,既認可の設計及び工事の計画に添付した本説明書から変更はない。
			・VI-1-10-8 本設工認に係る設計の実績,工事及び検査の計画 原子 炉格納施設	無	非常用ガス処理系主要弁の要目表の記載の変更により、設計に係るプロセスの実績、工事及び検査に係るプロセスの計画の記載に変更はないことから、 既認可の設計及び工事の計画に添付した本説明書から変更はない。

【凡例】 -----: 比較表の変更前後の相違箇所

		比较农业及关州农业印建画///
変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	変更後	備考
	VI-1-1-4-7-5-1-5 設定根拠に関する説明書 (非常用ガス処理系 主要弁(常設))	資料追加
	O2 後二 VI-I-4-7-5-1-5 RO	

女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【VI-1-1-4-7-5-1-5 設定根拠に関する説明書(非常用ガス処理系 主要弁(常設))】

【凡例】 ----: 比較表の変更前後の相違箇所

変 更 前 (合和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	変 更 後	備考
変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	変 更 後 名	資料追加
	1	

女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【VI-1-1-4-7-5-1-5 設定根拠に関する説明書(非常用ガス処理系 主要弁(常設))】

【凡例】 — : 比較表の変更前後の相違箇所

(令和 3 年 12 月 23 日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)		
出口配管合流点」に設置。 動で全開する。 設計基準対象施設として 置で処理された気体を排 設計基準対象施設とし、 系フィルタ装置〜非常用 23.5 kPaとする。 2. 最高使用温度の設定根 設計基準対象施設とし、 系フィルク装置〜非常用 140 ℃とする。 3. 個数の設定根拠 設計基準対象施設とし、	23.5 140 2 記管「非常用ガス処理系フィルタ装置〜非常用ガス処理系フィルタ装置置される通常閉の弁であり、工学的安全施設起動(作動)信号により自しては、放射性物質の放出を伴う事故時に非常用ガス処理系フィルク装排気筒へ導くための流路として設置する。 根拠して使用する T46-F003A, B の最高使用圧力は、主配管「非常用ガス処理系フィルタ装置出口配管合流点」の最高使用圧力と同じ	資料追加

女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【VI-3-3-6-2-8-1-4 弁の強度計算書(非常用ガス処理系)】

【凡例】 -----: 比較表の変更前後の相違箇所

		【/ル内】 ・			
変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	変更後	備考			
		資料追加			
	VI-3-3-6-2-8-1-4 弁の強度計算書(非常用ガス処理系)				
	VI-3-3-6-2-8-1-4 K.O				
	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0				

女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【VI-3-3-6-2-8-1-4 弁の強度計算書(非常用ガス処理系)】

【凡例】 —— : 比較表の変更前後の相違箇所

変更後 他			
まえがき	変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	変更後	備考
	(守和 3 平 12 月 23 日刊1) (認可された設計及び上事の計画の徐竹香類)	本計算書は、添付書類「VI-3-1-3 クラス2機器の強度計算の基本方針」及び「VI-3-2-5 クラス2弁の強度計算方法」に基づいて計算を行う。 評価条件整理結果を以下に示す。なお、評価条件の整理に当たって使用する記号及び略語については、添付書類「VI-3-2-1 強度計算方法の概要」に定義したものを使用する。	資料追加

女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【VI-3-3-6-2-8-1-4 弁の強度計算書(非常用ガス処理系)】

【凡例】 -----: 比較表の変更前後の相違箇所

						衣の多丈削板の恒達面別
変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)				変	更後	備考
						7
						資料追加
		第一名	DB-2	DB-2		東竹 屋加
		同等性 評価 区分	1	I		
		評価区分	設計・建設規格 又は告示	設計·建設規格 Xは告示		
				V		
		施設時の適用規格	\$55告示	855告示		
		既工認に おける 評価結果 の有無	単	#1		
	R 0	業 (C)	1	T		
	3-1-4	# SA	100	140		
	VI-3-3-6-2-8-1-4	条件アッフ DB 条件 圧力 晶 (KPa) ((13.7 10	23.5		
		条件 フップ の有無	#	#1		
	O 22 ※ 1.1	SA X F V	ï	Ţ		
		745h	DB-2	DB-22		
		カラスアッ 施設時 検器 クラス	D3-2	DF-2		
		クラス アップ の有無	淵	#1		
		施設時の 技術基準 に対象と する施設 の規定が あるか	在	#		
		既於 如故	既能	既改		
		2組入	IA.B	34, B		
		・評価条件整理表 機器名	T46-FC01A, B	T46-F03A, B		
		-	•			

【凡例】 -----: 比較表の変更前後の相違箇所

変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	変 更 後	備考
(守和3年12月23日行びで終刊された政計及の上事の計劃の終行書類)		資料追加

【凡例】 ----: 比較表の変更前後の相違箇所

変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	変更後備	着 考
(17年3年12万25日刊刊で配当された政司及び工事が計画が称刊音類)	資料追加	п
	1. クラス 2 弁	
	O2 後二 VI-3-3-6-2-8-1-4 30	
	1	

女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表

【VI-3-3-6-2-8-1-4 弁の強度計算書(非常用ガス処理系)】 【凡例】 ----: 比較表の変更前後の相違箇所 変更前 変更後 備考 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類) 資料追加 1.1 設計仕様 系統:非常用ガス処理系 機器の区分 クラス2弁 材料 呼び径 介番号 種類 弁ふた (A) 介箱 ボルト T46-F001A, B 止め弁 SCPH2 S25C 300 T46-F003A, B SCPH2 止め弁 300 S25C 枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

【凡例】 ------: 比較表の変更前後の相違箇所

変更前(今和9年19日99日付けで翌可された聖弘及び工事の弘岡の茶付書類)	変更後	備考
(令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)		· 資料追加

【凡例】 -----: 比較表の変更前後の相違箇所

変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	変 更 後	備考
	子藤沙 T46-F001A, B シート 2	資料追加
	m	

【凡例】 ----: 比較表の変更前後の相違箇所

* # *						
変更前			変更後			備考
(令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)						
		系統:非常用ガス処理系 設計条件 最高使用圧力 P (kPa) 最高使用温度 T m (°C)	介音 23.5 140	番号 T46-F003A, B ネック部の厚さ d n (mm) d n / d m	>>- h 1	資料追加
		弁箱又は弁ふたの厚さ		Q (mm)	59. 5	
		弁箱材料	SCPH2	t m 1 (mm)	9.6	
		弁ふた材料	S25C	t m 2 (mm)	1.1	
		P ₁ (MPa)	_	t m a 1 (mm)		
		P ₂ (MPa)	-	t m a 2 (mm)		
		d m (mm)		3.676		
	В 0	t 1 (mm)		評価: t _{ms1} ≥ t t _{ms2} ≥ t		
		t (mm)	9. 6		m ² よって十分である。	
	VI-3-3-6-2-8-1-4	t s b (mm)	5. 0	-	2 > C 22 C 03 O 0	
	-6-2	t a f (mm)				
	-3-3	評価: t a b ≧ t				
		$t_{af} \ge t$				
			とって十分である。			
	0 2					
	0					
			5	枠囲みの内容は商業機	密の観点から公開できません。	

【凡例】 ——: 比較表の変更前後の相違箇所

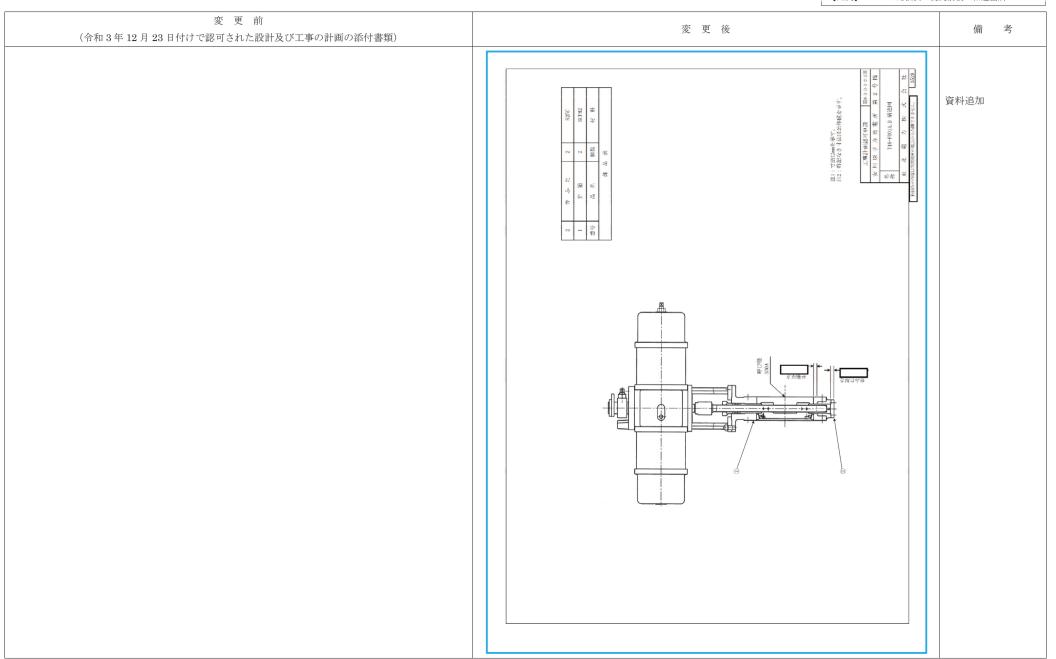
* = 4		
変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	変更後	備考
	### (1905年) 128 日本	資料追加

女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【8.3.3.1_非常用ガス処理系】

変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	変更後	備 考
		資料追加
	8.3.3.1 非常用ガス処理系	
	V-6 R1E	
	0 0 0	

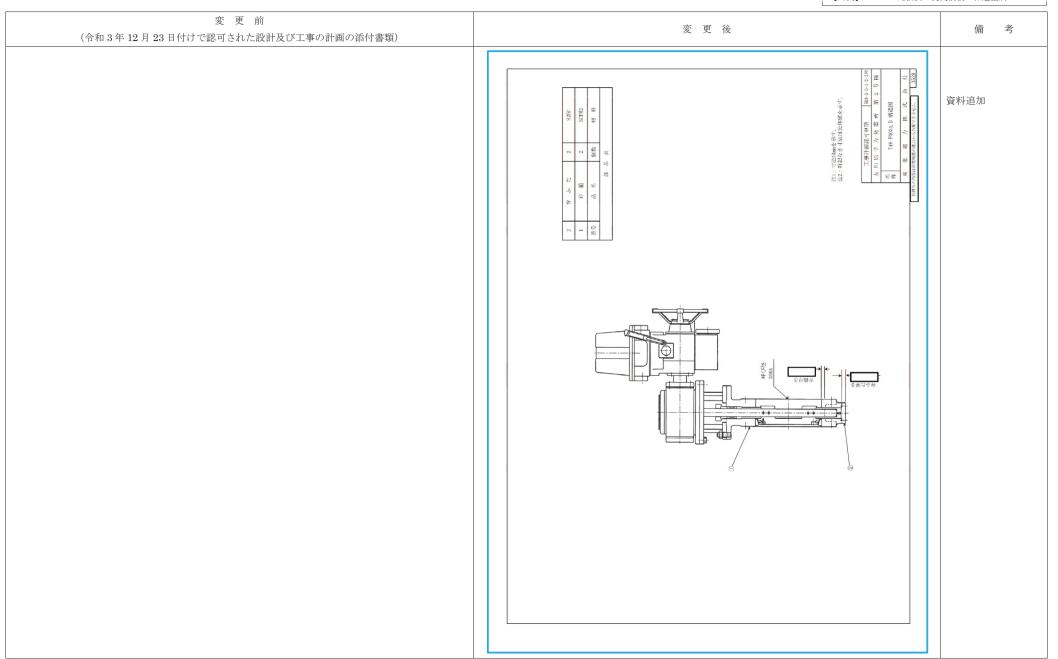
女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【8.3.3.1_非常用ガス処理系】

【凡例】 — : 比較表の変更前後の相違箇所



女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【8.3.3.1_非常用ガス処理系】

【凡例】 ----: 比較表の変更前後の相違箇所



女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表

【VI-3-1-1 強度計算の基本方針の概要】

	[V1−3	-1-1 強度計算の基本フ	が対の概要】	
	変更前		変更後	備考
(令和3年12月	目 23 日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)		友 文 伎	加
				変更なし
	VI 3 1 1 強度計算の基本方針の概要		VI-3-1-1 強度計算の基本方針の概要	
	11 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		TO THE MACHINE MA	
⊠ 23		R 3		
Ξ		W-3-1-1 R 3		
@ W-3-1-1		M-3-		
9		11		
0 2		2 0		
		0		

変更前	変更後	備考
(令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	发火 饭	NH 3-2
1. 概要 本資料は、「実用発電用原子が及びその附属施設の技術基準に関する規則」(平成25年6月28日 原子力規則委員会規則第六号)(以下「技術基準規則)という。第17条に規定されている設計基準対象施設は直接下されているの大事を必対処理値に属する実施。等、ボンブ、	1. 観要 本資料は、「実用発電用原子が及びその附属施設の技術基準に関する規則」(平成25年6月28日 原子力規則委員会規則第5号)(以下「技術基準規則」という。第17条に規定されている設計基準対象施設又は第55条に規定されている重大事故等対処認識に属するかしま物に動かは対している。 設計基準対象施設のはままれている重大事故を認定はするかしまかに表すが成立について、会談の大材再を提出、十分な情報を変更をなが規定をすることを規則するものである。 たお、設計基準対象施設のうち持其及び財造の要求事項に変更がなく、改造を実施しない機器については、今回の申請において変更は行わない。 今回、新たに材料及び構造の支水が起の又は変更となる以下の機器が十分な施度を有することを切明するものである。 ・クラス、機器のうち、「原子が冷却材施力以と変更となる以下の機器が十分な施度を有することを切明するものである。 ・クラス、機器のうち、「原子が冷却材施治な関」、「放射性物質濃度判断速度及び可燃性ガス濃度制断的设備を促進性物度評価が必要な範囲 ・クラス、機器のうち、「原子が冷却材施治監督」の改造に伴い地度評価が必要な範囲 ・クラス、機器のうち、「の手物で対域・施設に伴い地度評価が必要な範囲 ・クラス、機器のうち、「の手物を発力を関係を開発を関係。 成大事故等ララス2 機器・ 成本事故等ララス3機器・ 成本事故等ララス3機器・ 成本事故等ララス3機器・ 成本事故等ララス3機器・ 成本事故等ララス2 支持構造物の進度計算については、計算力はか解析と同じてあり、単度所の次を能がであることが活動が動に19金大事故を対しまがなるララスでは関係を単した評価を関係により返水を成明するのであるを対した評価を関係によっていては、計算の対しが関係と同時を受けまた。 ままままままままままままままままままままままままままままままままままま	残留熱除去設備およる。というでは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは、おは

女川原子力発電所第2号機 設計及び工事計画の変更認可申請 変更前後比較表 【VI-3-1-3 クラス2機器の強度計算の基本方針】

変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	変 更 後	備考
VI-3-1-3 クラス 2 機器の強度計算の基本方針	VI-3-1-3 クラス 2 機器の強度計算の基本方針	
O2 ® W-3-1-3 R 3	O2 整二 VI-3-1-3 R4	

変 更 前 (令和3年12月23日付けで認可された設計及び工事の計画の添付書類)	変更後	備考
1. 極要 クラス 2 機器の材料及び構造については、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(平成 25年 6月 28 日 原子力規制を責合規則第六分)(以下「技術基準規則」という。)第17 条章 1 項別 2 分反び 39 9 5 に規定されており、強切な材料を使用し、十分な構造及び強度を有していることが要求されている。 未資料は、クラス 2 機器のうち「残废熱除止設備」及び「原子析・熱容器測気設備」の必念に伴い、管及び弁計人を強度を有することを確認するための強度計算の基本方針のである。 2. クラス 2 機器の強度計算の基本方針 クラス 2 機器の強制及び構造については、技術基準規則第 17 条 (材料及び構造) に規定されており、実用発電用助子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解除】(平成 25 年 6 月 19 日 原規技発第 1306194 号)第 17 条 10 において「発電用原子力設備規格 設計・建設規格 (2000 年度 (2000 年益補股資をよう。) (三 14年機学会) によることとされているが、技術基準規則の施行の際別に施設し、又は「奉書用原子力設備規格 変計・建設規格 (2012 年度) 〈第 1 編解未参り 規格〉 J SME S NC 1 − 2012 (1 本権機学会) によることと規定されている。同解釈において規定されることともれているが、技術基準規則の施行の際別に施設し、又は著手した設計基度対象施設については、施設時に適力な力機能によることと規定されて規定をして、対策を基準規定として、1 年間を対策を関し、対策を基準規定を対して、1 年間、2 年間、2 年間、2 年間、2 年間、2 年間、2 年間、2 年間、2	1. 概要	非常用ガス処理系要弁の強度計算を施することから、対設備を追記する。

度 更 前 (今有 3年 12 月 23 日付けて影可を小た度計及び下本の計画の語句書類) 2.1 クラス 1機能の構造及可能 (3.1 回転買用エルリンの範囲を担めった。	(VI-3-1-3	クラス2機器の強度計算の基本方針】	【凡例】: 比較表の変更前後の相談	建箇所
②		変更後	備	考
	(1) 独皮計算における適用規格の選定 クラス2機器のうち「残留熱除去設備」の改造を実施する機器については、施設時の適用 規格が告示第501号であるため、設計・建設規格と告示第501号との比較を行い、いず れか安全側の規格による評価を実施する。また、「原子炉格納容器調気設備」の改造を実施 する機のってては設計・建設規格において公式による評価手法と解析による評価手法が 規定されていることから、以下「6. 公式による評価の比較」及び「6. 解析による評価手法が 規定されていることから、以下「6. 公式による評価の比較」及び「6. 解析による評価の比較 公式による評価の比較 公式による評価の比較 公式にはお評価において評価結果に影響を与えるものとしては、評価式、評価式に用いる 許容値及び係数並びに材料の物性値がある。このうち係数については評価式を構成するもの であることから評価式として扱う。材料の物性値ではいては、物性値を割下げ率で除して許容値が設定されていることからその影響は許容値に含まれることになる。よって、評価式と 許容値の2つの項目について比較する。 評価式の許容値の比較は、評価対象部位ごとに実施する。評価式の比較は、評価式の形や評価式で用いる係数の比較を行い、評価結果が保守的になる方を安全側とする。許容値の 比較は、許容値が小さい方を安全側とする。ただし、許容値の3 単位化よる。誤察は、単位機算によるものであり工学的な変を会別とする。ただし、許容値の以上でによる表際差は、単位機算にとおものであり工学的な変を会別とする。だれ、許多値の以上でな全側の規格が容易に判断できる場合は、安全側の規格をして選定した設計・建設規格又は告示第501号のいずれかにて評価を実施する。 また、安全側の規格が監別とも過去を発して対して計画を実施する。 は相違するものとは見なさない。 よ地設規格で告示第501号の可規格により評価を実施する。両規格に相違がない場合は、設計・建設規格及の告示第501号及び設計・建設規格の両規格により評価を実施する。	(1) 強度計算における適用規格の選定 クラス2機器のうち「残留熱除去設備」及び「放射性物質濃度制御度制御度制御度制御度制御度制御度制御度制御度制御を開墾を表している。設計・建設規格と告示第501号とか安全側の規格による評価を実施する。また、「原子が格納容器測気 る機器ついては設計・建設規格による評価を実施する。安全側の適用規格の選定は、両規格において公式による評価手法と規定されていることから、以下「a、公式による評価の比較 公式による評価の比較 公式による評価の比較 公式による評価において評価結果に影響を与えるものとしては、評許容値及び係要並びに材料の物性値がある。このうち係数については、物性値容値が設定されていることからその影響は許容値に含まれることにな許容値の2つの項目について比較する。評価式を可能の2つの項目について比較する。評価式を可能の2つの項目について比較する。評価式を可能の2つの項目について比較する。 にだし、許容値の51単位換算によるものであり工学的な意味合いはなく、評価結果に影響を比較は、許容値がからい方を安全側とする。ただし、許容値の51単位換算によるのものもの1つで対な意味合いはなく、評価結果に影響をは相違するものとは見なさない。 上述の2つの項目における比較において安全側の規格が容易に判断の規格として選定とた設計・建設規格又は告示第501号のいずれかまた、安全側の規格が異なる場合等で、安全側の規格が容易に判断の規格を必要を示第501号の両規格により評価を実施する。両規格に計・建設規格の両規格により評価を実施する。	歌僧及び可燃性ガス濃 要介の発性ガス濃 では、施設時の適用型 :の比較を行い、いずれ :設備」の改造を実施す する。	魚度計算を写